

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月23日
【会社名】	株式会社イメージワン
【英訳名】	ImageONE Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川 倉 歩
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役管理部長 横 山 恵 一
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目6番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 川倉歩及び取締役管理部長横山恵一は、当社の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して内部統制を整備及び運用し、当社の財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、2025年9月30日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社の財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

本評価においては、当社を対象として行った財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社の財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、ヘルスケアソリューション事業と地球環境ソリューション事業を営んでいる当社の事業特性を踏まえ、全社的な内部統制の有効性も考慮したうえで、当社全体を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性や重要な虚偽記載の発生可能性を考慮し、ヘルスケアソリューション事業と地球環境ソリューション事業を営んでいる当社の事業目的に大きく関わる勘定科目である「売上高」「売掛金」及び「材料仕入高」並びに「経費」、「人件費」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は事業に係るリスクに鑑み追加した勘定・プロセスとして、デリバティブ取引、貸倒引当金、製品保証引当金、賞与引当金、退職給付引当金、固定資産の減損、棚卸資産の評価、市場販売目的ソフトウェアの評価、投資有価証券の評価、税効果会計、関連当事者取引、偶発事象及び後発事象、継続企業の前提を評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。